

## 秋田県消防広域化検討会設置要綱

### (目的)

第1条 秋田県における市町村消防の広域化の推進及び連携・協力のあり方を検討し、秋田県消防広域化推進計画策定の参考とするため、秋田県消防広域化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (設置期限)

第2条 検討会は、令和7年3月31日まで置かれるものとする。

### (検討事項)

第3条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 市町村消防の現状及び将来見通し並びに課題に関すること。
- (2) 市町村消防の広域化に関すること。
- (3) 市町村消防の連携・協力に関すること。

### (構成)

第4条 検討会の委員は、別記の職にある者をもって充てる。

2 委員の任期は、委嘱した日から検討会の設置期限までとする。

### (座長)

第5条 検討会に座長を置き、秋田県総務部危機管理監がこれを務める。

2 座長は、会務を総理し検討会を代表する。

3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討会は、座長が招集する。

2 検討会は、座長が議長となり、議事を司る。

3 座長が必要と認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

4 会議には、委員が指定する代理の者が出席することができる。

### (幹事会)

第7条 検討会に付議する事項の調査検討を行うため、検討会に幹事会を置く。

2 幹事会の構成等は、別に定める。

### (事務局)

第8条 検討会の事務局を、秋田県総務部総合防災課消防保安室に置き、検討会の運営に係る事務を処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は座長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行する。

別 記

(市町村)

市町村長

(学識経験者)

一般社団法人秋田県医師会

(消防関係団体)

秋田県消防長会会長

一般財団法人秋田県消防協会会長

(秋田県)

秋田県総務部危機管理監